

参議院議員における定数不均衡：

最高裁平成 26 年 11 月 26 日大法院判決（平（行ツ）78）

茂木 洋平

I 事実の概要

本稿で取り扱う判例は、平成 25 年 7 月 21 日施行参議院議員通常選挙（以下、「本件選挙」）の選挙区選出議員選挙における投票価値の不平等の合憲性が問題とされた事例に関する最高裁判決である。衆議院議員総選挙（以下、「衆院選挙」）の定数不均衡の合憲性が問題とされた最大判昭 51.4.14（民集 30 卷 3 号 223 頁）は、投票価値の平等が憲法上の要請であるとし、その後、参議院議員通常選挙（以下、「参院選挙」）でもこのことが認識された（最大判昭 58.4.27 民集 37 卷 3 号 345 頁。以下、「昭和 58 年判決」）。最高裁は、参議院の選挙区（または地方区）選出議員については、都道府県代表としての性格を強調し、投票価値の平等が損なわれることを比較的緩やかに許容してきたが、最大判平 16.1.14（民集 58 卷 1 号 56 頁。以下、「平成 16 年判決」）以降、最高裁の判断は厳格化した¹。最大判平 18.10.4（民集 60 卷 8 号 2696 頁。以下、「平成 18 年判決」）では投票価値の不平等是正について国会の不断の努力が必要であること、最大判平 21.9.30（民集 63 卷 7 号 1520 頁。以下、「平成 21 年判決」）では最大較差を大幅に縮小するには現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要になる旨が指摘されたが、いずれの判決も問題とされた定数配分規定を合憲とした。その後、最大判平 24.10.17（民集 66 卷 10 号 3357 頁。以下、「平成 24 年判決」）は、平成 22 年 7 月 11 日施行の参院選挙までの間に参議院議員定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えないが、最大較差 1 対 5.00 は違憲の疑いが生じる著しい不平等状態にあったと判示した。そして、平成 24 年判

決は、単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しをする必要がある旨を指摘した。都道府県単位の選挙区の見直しについては平成 21 年判決では明示されておらず、平成 24 年判決は選挙制度の見直しについてより踏み込んだ指摘をした。

平成 24 年判決の後、平成 24 年 11 月 16 日に公職選挙法の改正がなされ（公職選挙法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 94 号）。以下、「平成 24 年改正」）、参議院の選挙区選出議員の定数配分規定が「4 増 4 減」とされ（以下、「本件定数配分」）、一定の較差の是正がなされた（1 対 4.77）。平成 24 年改正の附則には、平成 28 年 7 月施行の参院選挙に向けて、選挙制度の抜本の見直しを引き続き行い、結論を得るものとする規定が置かれた。参議院の選挙制度協議会では選挙制度の改革に関する検討が行われ、同協議会の当時の座長から参議院議長と参議院の各党派に対して、上記の附則に従って、平成 28 年 7 月施行の参院選挙から新選挙制度を適用するために、平成 26 年度中に選挙制度の仕組みの見直しを内容とする改革の成案を得た上で、平成 27 年度中の公職選挙法の成立を目指して検討を進める旨の工程表が示された。

平成 24 年判決の求める抜本の改革が成立しないまま、本件定数配分規定に基づいて本件選挙が施行された。これを受けて、岡山選挙区で選挙無効確認訴訟が提起された。本判決の原審である広島高岡山支判平 25.11.28（判例集未搭載）² は、本件定数配分規定は違憲であり、問題とされた選挙区の選挙について、判決確定後の将来にわたって無効だと判断した³。

II 判旨

原判決破棄。請求棄却。

1 憲法は「投票価値の平等を要求していると解される。しかしながら、憲法は、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるた

めに選挙制度をどのような制度にするのかの決定を国会の裁量に委ねているのであるから、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。それゆえ、国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえない。」

参議院議員の選挙制度の仕組みが制定された当時は「国会の有する裁量権の合理的な行使の範囲を超える」ものではなかったが、「社会的、経済的变化の激しい時代にあって不断に生じる人口変動の結果、上記の仕組みの下で投票価値の不平等の著しい不平等状態が生じ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合には、当該定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解するのが相当である。」従来の判例は5倍前後の大きな較差を許容する際に、憲法上の規定や都道府県代表の要素など参議院に特有の理由を挙げてきた。しかし、制度及び社会上の変化から、大きな較差はそれらの理由によって正当化できない。

2 選挙制度の合理性を検討する際には、制度及び社会状況の変化を考慮する必要がある。衆議院と参議院の選挙制度は「同質的」なものとなってきている。「急速に変化する社会情勢の下で」参議院の役割が「これまでもまして大きくなってきている。」衆議院の選挙制度は、選挙区間の人口較差が2倍未満となることを基本とする区割り基準に基づいて設計されるように変わってきていることに照らすと、参議院も「更に適切に民意が反映されるよう投票価値の平等の要請について十分に配慮することが求められるところである。」

3 参議院は衆議院とともに「国権の最高機関として適切に民意を反映する機関としての責務を負っていることは明らかであり、参議院議員

の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいという理由は見いだし難い。」昭和 58 年判決は、都道府県を各選挙区の単位とすることは住民の意思を集約的に反映させることができると指摘したが、都道府県を各選挙区の単位としなければならない憲法上の要請はない。

「人口の都市部への集中による都道府県間の人口較差の拡大が続き、総定数を増やす方法を採用することにも制約がある中で、半数改選という憲法上の要請を踏まえて定められた偶数配分を前提に、上記のような都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の平等の実現を図るという要求に応えていくことは、もはや著しく困難」である。平成 24 年判決が示すとおり、「選挙区間における投票価値の不均衡は、投票価値の平等の重要性に照らしてもはや看過しえない程度に達しており、これを正当化すべき特別の理由も見いだせない以上、違憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態に至っていたというほかはない。」

この状態の解消には、一部の選挙区の定数の増減にとどまらない選挙制度の仕組みの見直しが必要である。平成 24 年改正は「一部の選挙区の定数を増減するにとどまり、現に選挙区間の最大較差（本件選挙時 4.77）については上記改正の前後を通じてなお 5 倍前後の水準が続いていたのであるから、上記の状態を解消するには足りないものであったといわざるを得ない（同改正法自体も、その附則において、平成 28 年に施行される通常選挙に向けて選挙制度の抜本的見直しについて引き続き検討を行い結論を得るものとする旨を定めており、上記 4 増 4 減の措置の後も引き続き上記制度の仕組み自体の見直しの検討が必要になることを前提としていたものと解される。）。」したがって、平成 24 年改正の後も本件選挙に至るまで、本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は「違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものというべきである。」

4 国会が違憲状態を認識できたのは、平成 24 年判決の言い渡しのと
きである。裁判所が違憲状態の判断を下せば、国会はそれを是正する義

務を負う。選挙制度の仕組み自体の見直しには「参議院の在り方も踏まえた高度に政治的な判断が求められるなど、事柄の性質上課題も多いため、その検討に相応の時間」を要する。国会が違憲状態を認識したときから本件選挙までは約9ヶ月しかなく、法改正の実現は「困難」であった。

他方、国会は、平成24年判決から本件選挙までの間に、24年改正を行った。その改正の附則には、平成28年施行の参議院議員選挙に向けて選挙制度の抜本の見直しについて引き続き検討し結論を得る旨が定められている。この附則に従い、平成24年判決の「趣旨に沿った」方向で是正の取組がなされている。これらの諸事情に照らすと、本件選挙までに選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする法改正がなされなかったのは、国会の裁量権の限界を超えない。

5 本件選挙での選挙区間の投票価値の不均衡は違憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態にあったが、「本件選挙までの間に更に本件定数配分規定の改正がされなかったことをもって国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということとはできない。」

（櫻井龍子裁判官、金築誠志裁判官、岡部喜代子裁判官、山浦善樹裁判官、山崎敏充裁判官の補足意見、千葉勝美裁判官の補足意見、大橋正春裁判官、鬼丸かおる裁判官、木内道祥裁判官、山本庸幸裁判官の各反対意見がある。）

Ⅲ 解説

1 判決の意義

参議院の一票の格差の問題は、昭和58年判決以降、多くの判例が蓄積されてきた。参院選挙で投票価値の平等が憲法上の要請であることを認めながらも、従来の判例は、参議院の選挙区（又は地方区）選出議員

については、都道府県代表としての性格などを強調し、投票価値の平等が損なわれることを比較的緩やかに許容してきた。そのような態度をとりながらも、最高裁が 1 対 6.59 の最大較差を違憲状態と判断することはあったが (最大判平 8.9.11 (民集 50 卷 8 号 2283 頁。以下、「平成 8 年判決」))、他の判例は 1 対 6 未満の最大較差をいずれも合憲と判断してきた。

平成 16 年判決以降、投票価値の平等が損なわれたかどうかに関する最高裁の判断は厳格化したと評価されている⁴。平成 18 年判決及び平成 21 年判決は一票の格差の合憲性について厳格な態度で臨む先例の方向性を踏襲したが、問題とされた較差についていずれも合憲の判断を下した。しかし、最高裁は判決を重ねるごとに先例をより一歩進め、より厳しい態度で合憲性審査に臨んでいる。この流れにあって、平成 24 年判決と本判決はそれぞれ 1 対 4.77 と 1 対 5.00 の最大較差を違憲状態と判断した。本判決の内容を見ると、平成 24 年判決により国会が選挙制度の仕組みを見直す内容の法改正をする責務を負ったことを明示し、国会への警告を平成 24 年判決からより一歩進めたものだと評価できる⁵。

2 違憲状態の判断基準

裁判所は、①現行の選挙制度の下で投票価値の著しい不平等が生じ、②それが相当程度継続しているにもかかわらず、これを是正する措置を講じないことが国会の裁量権の限界を超える場合に、投票価値の不平等を違憲と判断する。この判断の枠組みは昭和 58 年判決以来、参院選挙の投票価値の不平等の憲法適合性を判断する際に最高裁によって用いられており、本判決も基本的な判断枠組として用いている。

①の審査につき、いくつかの先例を見ると、昭和 58 年判決と最二小判昭 63.10.21 (民集 42 卷 8 号 644 頁。以下、「昭和 63 年判決」) はそれぞれ 1 対 5.26 と 1 対 5.85 の最大較差を合憲とした。平成 8 年判決は 1 対 6.59 の最大較差を違憲状態と判断した。その後、最大判平 10.9.2 (民集 52 卷 6 号 1373 頁) と最大判平 12.9.6 (民集 54 卷 7 号 1997 頁) はそ

れぞれ1対4.81と1対4.98の最大較差を合憲とした。投票価値の不平等が憲法上許容できるものであったのかどうかを判断する最高裁の態度が厳格化したと評価されている平成16年判決以降、平成16年判決、平成18年判決、平成21年判決はそれぞれ1対5.06、1対5.13、1対4.86の最大較差を合憲とした。

平成8年判決が1対6.59の最大較差を違憲状態とし、昭和63年判決が1対5.85の最大較差を合憲としたことから、学説では、最高裁は1対6を違憲状態の判断の目安とし、6倍未満の較差であれば合憲と判断するとみなされてきた。事実、平成18年判決に至るまで、最高裁は5倍を超える較差を合憲と判断してきた。しかし、平成24年判決では1対5.00の最大較差を違憲状態と判断した。平成24年判決は最高裁の従来の違憲状態判断の基準を壊し、平成18年判決以前の先例よりもその基準を厳格化した（1対5以上の較差を許容しない）という評価もされている⁶。本判決は平成21年判決で合憲とされた較差（1対4.86）を下回る較差（1対4.77）をも違憲状態と判断した。本判決は平成24年判決よりも違憲状態の判断基準を厳格化した（下限は定かでないが、5倍近い較差は許容されない）とも評価できる。

これとは別の評価も可能である。本判決は（平成24年判決も）「国会が具体的に定めたことがその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえない」とする。つまり、本判決は、5倍前後の較差によりもたらされる投票価値の不平等は大きいですが、制度に合理性があればその不平等は憲法上許容されるとしている。本判決（平成24年判決も）は、制度及び社会状況の変化によって、5倍前後の較差を許容する合理性を有していた理由から、その合理性がなくなった旨を示す。本判決の論理に従えば、平成21年判決までは5倍前後の較差は合憲とされたが、その較差を許容する合理性が存在していたことになる。この見解は較差の数値を問題にしているのではなく、現行の選挙制度に大きな較差を許容する合理性があるのかを問題にしている⁷。本判決は平成21年判決以前に問題とされた較差は合理性のある

選挙制度の下で許容されるが、現行の選挙制度の下では本件で問題とされた較差は許容されないとすることで、先例との整合性をとっている⁸。

3 先例との整合性—制度及び社会上の変化—

(1) 選挙制度の変遷による参議院と衆議院の選挙制度の類似性

本判決は、3つの制度及び社会状況の変化を挙げており、これらは平成 24 年判決でも挙げられている。本判決は 3つの変化に関する平成 24 年判決の判旨を簡略化し、それを踏襲している。

第 1 の変化は、選挙制度が変遷することで、参議院と衆議院の選挙制度が類似したものになったことである。昭和 58 年判決以来、最高裁は「参議院の独自性」を理由に、衆院選挙と比べて参院選挙における投票価値の平等の要求の後退を認めてきた。平成 6 年に公職選挙法が改正され（以下、「平成 6 年改正」）、衆院選挙は小選挙区比例代表並立制となった。平成 6 年改正により、衆議院の選挙制度は小選挙区と各ブロックの比例代表で構成されることになり、参院選挙と同質のものとなったとされる（判旨 2）。

従来判例は、参議院は衆議院とは異なる民意を反映するため、「参議院の独自性」を理由に、衆議院よりも大きな較差が許容されるとの立場をとってきた。両院の選挙制度が同質になれば、この理由を支える根拠は弱くなる。合憲判断を下すなかで「参議院の独自性」という文言は平成 21 年判決まで用いられていたが、平成 24 年判決以降姿を消している。本判決（平成 24 年判決も）は「参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値が後退してもよいという理由は見いだし難い」（判旨 3）としている。

しかし、衆議院議員選挙の制度改革は平成 6 年に行われている。この理由から、平成 6 年改正後の 5 倍前後の較差を合憲としてきた判決と本判決（及び平成 24 年判決）との整合性をとることはできない⁹。

(2) 参議院の役割の増大

第 2 の変化は「急速に変化する社会情勢の下で」の参議院の役割の増

加である（判旨2）。本判決（及び平成24年判決）の中では、「急速に変化する社会情勢」が具体的に何かは述べていない。しかし、近年のねじれ国会の常態化する中で、憲法上参議院に与えられた強い権限が与党の国会運営に様々な支障をきたすことが現実にも明らかになったことがその1つであることは推測できる。参議院（第二院）に衆議院（第一院）と比肩する強い権限があるならば、参議院には衆議院と比肩しうる民主的正統性が求められる¹⁰。この政治状況の変化を社会状況の変化だと捉えて、本判決（及び平成24年判決）と先例との整合性をとることは可能である。

しかし、この変化は憲法や憲法付属法の改正によりもたらされたものではない。憲法はこの状況を当然に想定していたともいえる¹¹。そうであれば、平成24年判決より前から、参議院には衆議院に比肩しうる民主的正統性が求められていたとも考えられる。

（3）衆議院議員総選挙の区割りの基準

第3の変化は、衆議院の選挙制度が選挙区間での較差を2倍未満とすることを基本とする区割り基準に基づいて設計されるようになったことである。この変化は平成6年改正によるものであり、これを理由に平成21年判決以前の判決と本判決（及び平成24年判決）との整合性を説明できない。

また、衆議院の選挙制度設計の方針の変化が参院選挙で許容される較差に影響を及ぼすのが何故かは不明確である¹²。一般的に、学説は、中選挙区制の下での衆院選挙で、最高裁は1対3の較差を違憲状態判断の基準にしていると考えてきた。前述のとおり、学説が指摘するところでは、参議院については最高裁の違憲状態判断の基準は1対6であった。学説は、最高裁は参議院に対して衆議院と比べて2倍の較差を許容すると考えてきた。最高裁がこの考えを採用しているとする、現状において、参院選挙では1対4の較差が違憲状態判断の基準となる。最高裁は、較差がどの程度に達すれば違憲状態となるのかについて、具体的な数値を示したことはない。最高裁は、平成21年判決以降、平成16年判決を受けて参議院に設けられた参議院改革協議会の下に設けられた選挙制度

に係る専門委員会が、平成 17 年の報告書で、現行の仕組みを維持する限り較差を 4 倍以内に抑えるのは相当困難であると示したことを判示している。この 4 倍への言及は無視できないとの指摘がなされている¹³。本判決の大橋正春裁判官反対意見でも、少なくとも較差が 4 倍を超える選挙区の選挙は無効とすべきと主張されている。しかし、参議院に衆議院の 2 倍の較差を許容する理由は明らかでない。また、平成 6 年改正と参議院の選挙制度の設計に如何なる関連性があるのかも述べられていない。

4 国会の責務

②の判断につき、平成 24 年判決は以下の判断をした。平成 21 年判決により選挙制度の抜本の見直しが必要であることが認識された。その見直しには相応の時間が必要だが、平成 21 年判決から平成 24 年判決で問題とされた平成 22 年選挙まで約 9 ヶ月しかなく、参議院改革協議会の下に設置された専門委員会で選挙制度の仕組み自体の見直しを含む制度改革に向けて検討がなされ、引き続き検討を行うことが示された。これらを考慮すると、平成 22 年選挙までに問題とされた定数配分規定を改正しなかったことは国会の裁量権の限界を超えず、憲法違反には至っていない。

②の判断につき、基本的に、本判決は平成 24 年判決と同じ判断をした(判旨 4)。不平等状態が相当程度の期間継続していると違憲になるが、その期間の始期が違憲状態判決を言い渡したときであることを明らかにした¹⁴。ただし、本判決は、違憲状態にあると裁判所が判断を下した場合には国会はこの判断を受けて違憲状態を是正する責務がある旨を示し、国会の責務を明示する。その上で、選挙制度の仕組みの抜本の見直しには相応の時間が必要であることを認識し、国会が違憲状態を認識した平成 24 年判決から本件選挙まで 9 ヶ月しかないこと、平成 24 年改正が行われ、その改正法の附則には平成 28 年施行の参院選挙に向けて選挙制度の抜本の見直しについて引き続き検討し結論を得る旨が示されたこと

を評価して、本件選挙までに選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする法改正がなされなかったことは国会の裁量権の限界を超えないとした。

平成24年判決は、国会がいつまでに何をしなければならないのかが明示されていない。これに対し、本判決は②の判断につき国会の責務を明示し、平成24年改正の附則を評価する。附則を評価することで、国会が選挙制度の抜本的見直しを平成28年選挙までにしなければならないことが明示されたわけではない。ただし、本判決の2つの補足意見をみると、この附則の評価に重要な意味を読み取ることができる¹⁵。

櫻井龍子裁判官、金築誠志裁判官、岡部喜代子裁判官、山浦善樹裁判官、山崎敏充裁判官の補足意見は、以下の旨を示す。「投票価値の不均衡が違憲状態にある旨の司法の判断がされれば、国会はこれを受けて自らその解消に向けて所要の適切な措置を講ずる責務を負う。」平成24年改正の附則は、抜本的な見直しのなされた選挙制度が平成28年選挙から実施することを「国会自身が上記責務の方針として具体的に宣明した」といえる。選挙制度の仕組み自体の抜本的見直しには「相応の時間を要することは否定し難い」が、平成24年改正の附則に従い、平成24年判決と本判決の「趣旨に沿った選挙制度の仕組みの見直しを内容とする立法措置ができるだけ速やかに実現されることが強く望まれるところである。」

千葉勝美裁判官補足意見は、以下の旨を示す。平成24年判決により、国会は早期に較差を是正する憲法上の責務を負った。平成24年改正の附則の意味は、国会が「自ら期限を切って、憲法上の責務を果たすという意思を表明したものであり、事柄の重大性等に鑑み、国会として司法部の憲法判断に真摯に対応することを宣明したものとして、高く評価されるべきである。」国会は、都道府県を各選挙区の単位とするなどの「現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ違憲状態を解消する対応を採ることが、法的に義務づけられている状態（更にいえば自ら法的に義務づけた状態）にある」といえる。

2つの補足意見は、国会の責務とその責務を果たす期限を明示する。この見解を示す6人の裁判官が多数意見に加わっていることの意義は大きい。補足意見と併せて理解するならば、平成24年判決が違憲状態の判決を下したことで、国会は較差是正の責務を負うことになり、それにより本判決は平成24年判決よりも一歩進んだ警告をしたといえる。

(Endnotes)

- 1 最高裁の投票価値の平等に関する評価がどの判決から厳格化したのかについては、毛利透の指摘が示唆的である（毛利徹「公職選挙法—四条、別表三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の合憲性」民商法雑誌142巻4・5号58、63-65頁（2010））。
- 2 当該判例については以下の文献参照。山田哲史「参議院（選挙区選出）議員定数配分規定の合憲性」『新・判例解説 Watch vol.15』11頁（日本評論社、2014）；三宅裕一郎「2013年参議院選挙無効訴訟と法の下の平等」法学セミナー710号106頁（2014）；辻村みよ子『選挙権と国民主権—政治を市民の手に取り戻すために—』（日本評論社、2015）133-37頁。
- 3 本件定数配分規定の合憲性をめぐっては15件の高裁判決が出され、本件定数配分規定を違憲状態と判断したのが12件、違憲と判断したのが本判決の原審を含めて3件であった。後者のうち、大阪高判平25.12.18（判例集未搭載）と東京高判平25.12.25（判時2215号72頁）は、本件定数配分規定は違憲だが「事情判決の法理」を適用し、選挙を無効とはしなかった。最高裁では、本判決と同日に、東京高判の事例について判決が下されている（最大判平26.11.26（平26（行ツ）155）（民集68巻9号1363頁））。
- 4 木下智史「参議院議員定数配分規定の合憲性」ジュリスト1332号6頁、7頁（2007）。
- 5 本判決は国会の裁量権の範囲を広く解した点では、国家に対して甘い

- 判断になったという指摘もなされている（辻村前掲（2）146頁）。また、平成21年判決から選挙制度自体の見直しが指摘されていたことから、違憲判断をすべきであったとする見解もある（斎藤一久「平成25年参議院議員選挙無効訴訟」法学セミナー721号110頁（2015））。
- 6 辻村みよ子「参議院における議員定数不均衡」長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選Ⅱ』〈第6版〉333頁（有斐閣、2013）。
 - 7 櫻井智章「4増4減改正後もなお『違憲状態』と判断した参議院『一票の格差』平成26年判決」TKC ロー・ライブラリー新・判例解説 No.92。
 - 8 判時2166号7頁参照。
 - 9 櫻井智章「参議院『一票の格差』『違憲状態』判決について」甲南法学53巻4号61頁、67-68頁（2013）参照。
 - 10 只野雅人「公職選挙法一四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の合憲性」判例評論616号2頁、6頁（2010）等参照。
 - 11 櫻井前掲（9）68頁。
 - 12 同論文、68-69頁。
 - 13 只野前掲（10）4頁。
 - 14 判例タイムズ1409号（2015）77頁。
 - 15 櫻井前掲（7）。

（もぎ・ようへい 桐蔭横浜大学法学部講師）

